

那覇市学習用タブレット端末等貸与申請書

年 月 日

学校長 様

申請者 住所

氏名

電話

(対象者との続柄:)

学習用タブレット端末等の貸与を受けたいため、遵守事項を確認のうえ、以下の期間における学習用タブレット端末の貸与を申請します。

貸与を受ける期間または理由 (該当する項目に○を入れてください ※複数可)

- ・ 感染症の拡大及び大規模な自然災害等により臨時休校または学年・学級閉鎖となった場合
- ・ 児童生徒の同居家族及び接触者が感染症の発症または濃厚接触者認定等により、児童生徒本人が自宅待機となった場合

- ・ 夏季休業等の長期休業時

- ・ 特別な理由によりその他の期間において貸与を受けたい場合

(理由

)

在籍校 (申請時)

那覇市立 学校 年 組 番

(ふりがな)

児童生徒氏名

遵守事項

- 私は、貸与物品を他者に使用させ、又は転貸しません。
- 私は、貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損しません。
- 私は、貸与物品を利用し、他者の対し、被害や悪影響を与えません。
- 私は、貸与物品のセキュリティに係る情報を他者に漏らしません。
- 私は、貸与物品を学習活動以外に使用しません。
- 私は、貸与期間満了したときは、速やかに貸与物品を返却します。
- 私は、貸与物品を適正に管理し、紛失及び盗難に注意します。
- 私は、故意又は重大な過失により貸与物品を紛失、盗難及び破損させた場合はその弁償及び修理に係る費用を負担します。
- 私は、学校が定める規程等に反する行為を行いません。

タブレット端末を家庭で利用する際のルール

保護者 様

那覇市立教育研究所

所長 宮里 寧

(公印省略)

臨時休業等の緊急時にも学習機会を確保するため、自宅でも学習できるよう学習用タブレット端末等を貸与いたします。次のルールを各家庭でお守りいただきますようお願いいたします。

遵守事項

1. 貸与物品を他者に使用させ、又は転貸してはいけません。
2. 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損してはいけません。
3. 貸与物品を利用し、他者の対し、被害や悪影響を与えてはいけません。
4. 貸与物品のセキュリティに係る情報を他者に漏らしてはいけません。
5. 貸与物品を学習活動以外に使用しません。
6. 貸与期間満了したときは、速やかに貸与物品を返却します。
7. 貸与物品を適正に管理し、紛失及び盗難に注意します。
8. 故意又は重大な過失により貸与物品を紛失、盗難及び破損させた場合はその弁償及び修理に係る費用を負担します。
9. 学校が定める規程等に反する行為を行いません。